

# 市の防災体制等について

# 1. 日立市地域防災計画の概要について

## (1) 災害対策基本法（1961年制定）

### 【概要】

- 災害対策の根幹となる基本的な事項を定める。
  - ① 国や地方公共団体などの責務や組織
  - ② 市町村長による避難指示の発令
  - ③ 防災計画の作成の義務 など
- 「災害予防」「災害応急対応」「復旧・復興」の3つのサイクルに沿って、実施すべき項目を定める。

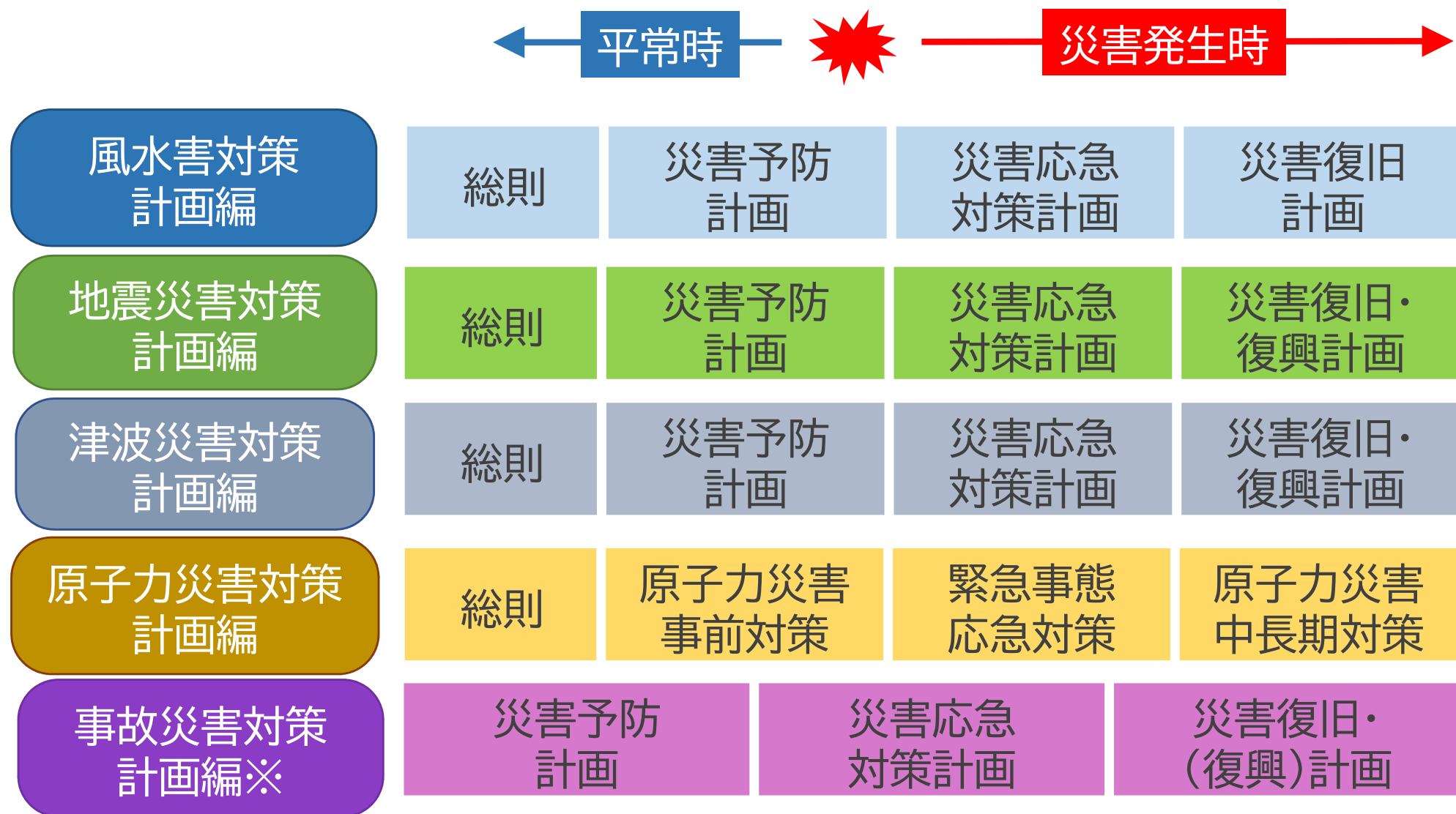
### 【災害の定義】

| 自然災害  | その他の事象   |
|---|--|
| 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象 | 大事故(大規模な火事若しくは爆発)、事件(犯罪やテロも対象)、戦争(国民保護)、感染症(新型コロナウイルスなど) |



市町村は、「市町村地域防災計画」を作成するとともに、計画の実施を推進することとされている。

## (2) 日立市地域防災計画の構成



※ 事故災害対策計画編は、「林野火災」「海上事故」「道路事故」「鉄道事故」「航空事故」「危険物事故」「河川水質事故」などで構成

## 2. 避難情報の発令基準について

### (1) 風水害の避難情報

| 危険度  | 警戒レベル | 市が発令する避難情報                 | とるべき避難行動                                     | 防災気象情報<br>水位情報                       |
|--|-------|----------------------------|--|--------------------------------------|
|  | 5     | <b>緊急安全確保</b>              | 家の2階に避難する等<br><b>命を守る行動</b> をとる              | ・大雨特別警報<br>・氾濫発生情報 等                 |
|  | 4     | <b>避難指示</b>                | 危険な場所から安全な場所<br>(避難所・親戚の家等)へ<br><b>全員避難</b>  | ・土砂災害警戒情報<br>・氾濫危険情報 等               |
|  | 3     | <b>高齢者等避難</b>              | 避難に時間を要する<br><b>高齢者などは避難等</b><br>その支援者は避難を開始 | ・大雨警報<br>・氾濫警戒情報 等                   |
|  | 2.5   | <b>避難所開設・避難行動要支援者の連絡準備</b> |  | レベル3の発令の<br>可能性が高い                   |
|  | 2     | 大雨・洪水等の注意情報<br>(気象庁)       | ハザードマップ等で<br>避難行動の確認                         | ・大雨注意報<br>・氾濫注意情報 等                  |
|  | 1     | 早期注意情報<br>(気象庁)            | 災害への心構えを高める                                  | これらは住民が自主的に<br>避難行動をとるために<br>参考とする情報 |

## (2) 風水害の防災気象情報

| 特別警報                                      |                        |                            |      |              |
|---|------------------------|----------------------------|------|--------------|
| 大雨  | 暴風                     | 波浪                         | 高潮   | 大雪           |
| 数十年に1度の降雨量となる大雨が予想される場合                   |                        | 数十年に1度の暴風、高波、高潮、大雪が予想される場合 |      |              |
| 土砂災害警戒情報                                  |                        |                            |      |              |
| 大雨警報(土砂災害)の発表後、土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合 |                        |                            |      |              |
| 警報  |                        |                            |      |              |
| 大雨  | 暴風                     | 波浪                         | 高潮   | 大雪           |
| (浸水害) 表面雨量指数: 17<br>(土砂災害) 土壌雨量指数: 108    | 20m/s(陸上)<br>25m/s(海上) | 6.0m                       | 1.4m | 10cm<br>/12h |
| 注意報                                       |                        |                            |      |              |
| 大雨  | 強風                     | 波浪                         | 高潮   | 大雪           |
| (浸水害) 表面雨量指数: 9<br>(土砂災害) 土壌雨量指数: 74      | 12m/s(陸上)<br>15m/s(海上) | 2.5m                       | 0.9m | 5cm<br>/12h  |

※ 大雨については、上記のほか、線状降水帯による大雨が確認された場合、土砂災害や洪水の危険性が急激に高まったことを知らせる「**顕著な大雨に関する気象情報**」が発表される。

また、1時間に100ミリ前後の猛烈な雨が観測された時に「**記録的短時間大雨情報**」が発表される。

### (3) 河川水位基準

| 河川名      | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位                            | 避難判断水位                            | 氾濫危険水位                | 計画高水位                            |
|----------|---------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 久慈川      | 2.70 m  | 3.70 m                            | 6.30 m                            | 6.70 m                | 7.54 m                           |
| 茂宮川      | 2.10 m  | 2.40 m                            | 2.80 m                            | 3.10 m                | 3.40 m                           |
| 十王川      | 1.50 m  | 1.70 m                            | 2.00 m                            | 2.40 m                | 3.20 m                           |
| 避難情報発令基準 |         | 警戒レベル3<br>(氾濫注意水位を超え、避難判断水位に迫る場合) | 警戒レベル4<br>(避難判断水位を超え、氾濫危険水位に迫る場合) | (エリアメール等の配信:河川氾濫のおそれ) | 警戒レベル5<br>(エリアメール等の配信:洪水情報・氾濫発生) |

※1 上記河川の水位は、榊橋観測所(久慈川)、大和田観測所(茂宮川)、伊師本郷観測所(十王川)の水位

※2 上記に記載のない茨城県が管理する2級河川(東連津川、宮田川、大沼川、金沢川など)は、令和6年度に基準水位が決定される予定。

※3 日立市が管理する普通河川及び準用河川については、水防法上、河川ではなく雨水排水施設の位置づけのため、基準水位等の設定は必要とされない。

## (4) 地震・津波の避難情報

地震・津波については、発生の予測が困難で事前避難等の対応が不可能であるため、風水害時のような段階的な避難情報は発令されない。

## (5) 地震の防災気象情報

震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発出される「緊急地震速報」が特別警報に相当するものとして位置付けられる。

## (6) 津波の防災気象情報

| 注意報・警報 | 発表基準             | 数値での発表 | 定性的表現 |
|--------|------------------|--------|-------|
| 大津波警報  | 10m < 予想高さ       | 10m超   | 巨大    |
|        | 5m < 予想高さ ≤ 10m  | 10m    |       |
|        | 3m < 予想高さ ≤ 5m   | 5m     |       |
| 津波警報   | 1m < 予想高さ ≤ 3m   | 3m     | 高い    |
| 津波注意報  | 0.2m < 予想高さ ≤ 1m | 1m     | —     |

# 3. 災害時の市の体制等について

## (1) 東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策の推進

発災

情報収集

意思決定

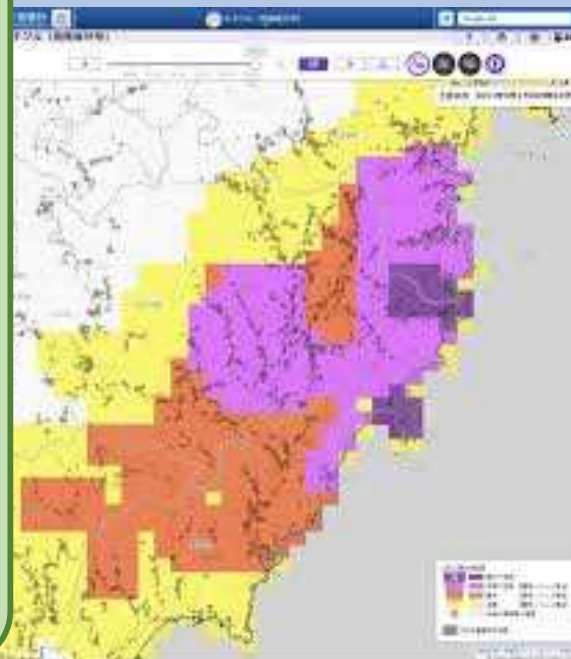
情報伝達

- 気象情報  
(警報・注意報など)
- 河川情報システム  
(河川水位)
- 天気相談所データ  
(雨量、風速)
- ライフライン異常箇所情報
- 公共交通運行情報、  
道路情報
- 事故等発生情報(警察・消防)

災害対策本部



- 気象情報(警報・  
注意報など)
- 避難指示、避難  
場所
- 被害状況 など



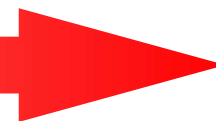


## (2) 災害時の体制区分と職員の動員体制

小さい

災害規模

大きい



| 体制区分        | 関係者会議<br>(事前配備1)  | 情報連絡会議<br>(事前配備2)   | 災害警戒<br>体制本部<br>(警戒体制)   | 災害<br>対策本部<br>(緊急体制)                          | 災害<br>対策本部<br>(非常体制)                              |
|-------------|---|---|--|---|---|
| 動員体制        | 関係課長<br>5名  | 関係課長<br>25名   | 第1次動員<br>(職員1/3)   | 第2次動員<br>(職員1/2)                              | 第3次動員<br>(全職員)                                    |
| 台風          | 台風5日進路予報<br>で予報円に日立市<br>が含まれた場合   | 台風72時間以内に<br>予報円に日立市が<br>含まれた場合                                 | 強風域の範囲が日<br>立市にかかる場<br>合で、大雨等の警報が<br>発表された場合                             | 暴風域が直撃する<br>場合で、大雨等の<br>警報が発表された<br>場合        | 猛烈な台風が直撃<br>または日立市付近<br>を通過する場合                   |
| 大<br>雨<br>水 | ・日立市に大雨等<br>の警報が発表され、<br>災害が予想される<br>場合<br>・久慈川水位2.7m<br>到達し、3.7mが見<br>込まれる場合 | ・日立市に大雨等<br>の警報が発表され、<br>災害が予想される場<br>合<br>・久慈川水位3.7m<br>到達した場合 | ・大雨警報等が発表<br>され、降雨等により<br>被害が発生し、今後<br>危険な状態の場合<br>・久慈川水位6.3m<br>見込まれる場合 | ・大雨等の特別警報<br>が発表された場合<br>・久慈川水位6.3m<br>到達した場合 | ・大雨等の特別警<br>報が発表された場<br>合<br>・久慈川水位6.7<br>m到達した場合 |
| 地<br>震      | 震度4(防災対策課<br>のみ)  | 震度4   | 震度5弱   | 震度6弱、<br>震度5強(1次動員)                           | 震度6強以上  |
| 津<br>波      |   |   |  | 津波警報、<br>津波注意報(1次動員)                          | 大津波警報   |

### (3) 避難所の運営体制について

#### ア 避難所開設担当職員(避難所の鍵開け担当)

休日及び夜間に大規模災害が発生した際、担当する避難所(小中学校)を開設し、運営を行う。 ※近隣に居住している職員を任命



#### イ 避難所班(避難所の運営担当)

各部分担し、小中学校等の避難所の運営を行う。

【勤務時間内】 開設から避難所運営班が対応する。

【休日・夜間】 市役所に登庁し、必要物品を受け取り避難所へ向かう。

【基本的な開設基準】 ※災害対策本部からの指示に基づき開設

| 災害の種類 | 基準  | 開設する避難所                           |
|-------|---|-----------------------------------|
| 地震    | 震度5強以上の地震発生時  | 市内小中学校 37校                        |
| 津波    | 津波注意報、津波警報、大津波警報発表時   | 津波避難所 12校                         |
| 洪水    | 久慈川、茂宮川、十王川のいずれかが、避難判断水位に迫ると判断される場合で、災害対策本部が、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した時 | 久慈川、茂宮川:近隣避難所 5校<br>十王川 :近隣避難所 4校 |
| 土砂災害  | 気象庁から「土砂災害警戒情報」が発表された時  | 警戒が発表された地区の避難所                    |

# 4. 市が整備している資機材等について

## (1) 施設・資機材整備

### ● 津波・洪水対策(監視カメラ)



- ・ 市内海岸8カ所、久慈川・十王川にカメラ設置
- ・ 防災対策課、消防本部のモニターで、海岸及び河川の状況をリアルタイムに映像確認

### ● 洪水避難タワー・避難階段

- ・ 久慈川、茂宮川の洪水時に、逃げ遅れによる人的被害をなくすことを目的として整備



## (2) 情報伝達

### 【主な広報内容】

気象情報、地震情報、避難情報、防犯情報 など

### ● 屋外拡声子局



市内に108基設置

### ● 戸別受信機



全世帯に配布(貸与)

- ホームページ
- Facebook
- X(旧Twitter)
- ケーブルテレビ
- FMひたち
- エリアメール
- 職員参集メール
- ひたちナビ



### (3) 災害対応の備蓄品

#### ア 防災備蓄倉庫



小中学校、交流センターなど  
69箇所に設置

#### イ 主な備蓄食糧（飲料水、アルファ米、おこげ、ビスケット、ゼリー飲料 など）



## ウ 主な備蓄資機材等

(間仕切りテント、段ボールベッド、寝袋、毛布、投光器、発電機、LPガスボンベ、簡易トイレ、テレビ、蓄電池、電気ケトル、救急箱、感染症対策物品など)



# (4) ハザードマップ

- ①洪水、②内水(小規模河川の氾濫含む)、③土砂災害、④津波、⑤地震(揺れやすさ)の5つの災害リスクを地図上で示したものの。

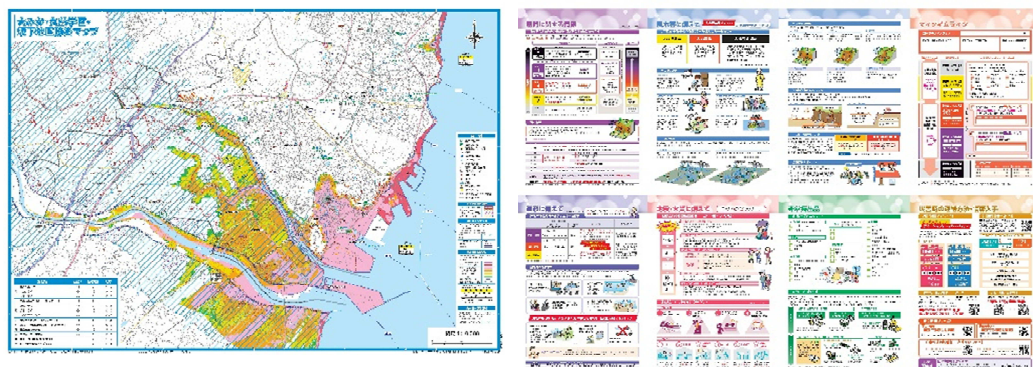
ア 冊子版総合防災マップ(B4サイズ48P)



ウ Web版ハザードマップ(英語版有り)



イ 地区別防災マップ(A1サイズ8つ折り)



ひたちナビ(地域の情報これひとつ)



※ 地区別防災マップは令和5年3月20日号の市報と同時に全戸配布した。

# 5. 防災訓練の推進について

## (1) 自主防災訓練の実施

地域コミュニティごとに組織される自主防災組織では、地域の特性に応じた様々な訓練が行われている。

<令和4年度の実施状況>

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| 実施回数     | 28回(令和3年度 17回)  |
| 実施学区数    | 22学区(令和3年度 16学区)  |
| 参加人数     | 6,240人(令和3年度 1,017人)  |
| 学校との連携状況 | 小・中学校と合同で実施 11学区 (令和3年度 4学区)  |
| 主な訓練内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>・避難訓練</li><li>・避難所開設運営訓練</li><li>・避難行動要支援者避難訓練</li><li>・防災講話 など</li></ul> |



# 〈令和4年度の自主防災訓練の様子〉

○避難行動要支援者避難訓練



○小学生による資機材取扱訓練



○中学生による資機材取扱訓練



○応急給水タンク設置訓練



○地域の防災士による防災教育



○民間企業による防災用品展示



## (2) 市職員と自主防災組織による避難所開設訓練の実施

災害に備え、市と自主防災組織の連携強化及び避難所運営体制の確立を目的として、訓練を実施した。

### 〈令和4年度の実施状況〉

日時

令和5年2月13日(月)から2月22日(水)まで  
※各学校と調整した日時(訓練時間:1時間30分程度)

場所

避難所となる中学校(13箇所)※中里小中、久慈中を除く

参加者

各コミュニティ、各学校教諭、市職員等 計364人

内容

| 項目                   | 内容                               |
|----------------------|----------------------------------|
| 防災備蓄倉庫確認訓練           | 防災倉庫の位置や動線、備蓄品の確認                |
| 資機材取扱訓練              | IP無線、タブレット、パーティション、投光器、発電機等の取扱い  |
| 避難所レイアウト確認訓練         | 受付、記載台、パーティション等の配置や避難所内の動線の確認    |
| 感染症対策及び体調不良者への対応について | 保健師によるフローチャートを用いた避難者の振り分け方法の確認など |

# 〈令和4年度の避難所開設訓練の様子〉

○ZOOMによる通信訓練



○防災備蓄倉庫確認訓練



○資機材取扱訓練①



○資機材取扱訓練②



○保健師による避難者振分け方法説明



○避難所レイアウト確認訓練

